

島根県情報公開条例施行規則

平成13年3月27日

島根県規則第10号

(目的)

第1条 この規則は、島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公文書公開請求書)

第2条 条例第6条第1項第4号の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 求める公開の実施の方法
- (2) 写しの送付の方法による公文書の公開の実施を求める場合にあっては、その旨
- (3) 公開請求者の連絡先

2 条例第6条第1項に規定する請求は、公文書公開請求書（様式第1号）により行うものとする。

(公務員等の職の指定)

第3条 条例第7条第2号ウの規則で定める職は、警察職員（警察法（昭和29年法律第162号）第34条第1項及び第55条第1項に規定する職員をいう。）のうち、警部補以下の階級にある警察官をもって充てる職及びこれに相当する職とする。

(公開の実施に関する通知)

第4条 条例第11条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開を実施することができる日時及び場所
- (2) 写しの送付の方法による公文書の公開を実施する場合における写しの作成及び送付に要する費用

(第三者に対する意見書提出の機会の付与等)

第5条 条例第15条第1項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求年月日
- (2) 公開請求に係る公文書中の第三者に関する情報の内容
- (3) 意見書の提出先及び提出期限

2 条例第15条第2項の規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 公開請求年月日
- (2) 公開請求に係る公文書中の第三者に関する情報の内容

(3) 条例第15条第2項第1号又は第2号の規定のうち根拠となる規定及び当該規定を適用する理由

(4) 意見書の提出先及び提出期限

(電磁的記録の公開方法)

第6条 条例第16条第2項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の区分に応じ、当該各号に定める方法とする。

(1) 音声又は動画を記録する媒体に記録されている電磁的記録 電磁的記録媒体（電磁的記録に係る記録媒体をいう。以下同じ。）に複写したものの交付

(2) その他の媒体に記録されている電磁的記録 当該電磁的記録を用紙に出力したものの又はそれを複写したものの閲覧又は写しの交付

2 前項第2号の規定にかかわらず、当該電磁的記録の全部を公開する場合又は非公開情報が記録されている部分を容易に区分して除くことができる場合には、電磁的記録媒体に複写したものの交付の方法により公開を行うことができる。

(公文書の写しの交付等)

第7条 公文書の写しを交付するときの交付の部数は、請求1件につき1部とする。

2 条例第18条に規定する写しの作成に要する費用の額は別表のとおりとし、写しの送付に要する費用の額は郵便料金又は信書便料金とする。

3 条例第18条に規定する費用は、当該写しの交付を受ける前に納付しなければならない。

(閲覧等の制限等)

第8条 公文書の閲覧、聴取又は視聴（次項において「閲覧等」という。）をする者は、当該公文書を汚損し、又は破損してはならない。

2 実施機関は、前項の規定に違反した者又は違反するおそれがあると認められる者に対し、公文書の閲覧等を中止させ、又は禁止することができる。

(審査請求)

第9条 条例第11条に規定する決定について、審査請求をしようとする者は、審査請求書（様式第2号）を実施機関に提出するものとする。

(出資法人)

第10条 条例第35条第1項の規定する法人であつて実施機関が定めるものは、県が資本金等の2分の1以上を出資している法人とする。

(運用状況の公表)

第11条 条例第37条の規定による運用状況の公表は、県のウェブサイトに掲載して行うものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成13年4月1日から施行する。
- 2 知事が管理する公文書の公開等に関する規則（平成6年島根県規則第41号）は、廃止する。

附 則（平成13年規則第69号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成13年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この規則による改正後の島根県情報公開条例施行規則第3条の規定は、次に掲げるものに係る公開について適用する。
 - (1) 平成13年4月1日以後に作成され、又は取得された公文書
 - (2) 平成13年4月1日前に実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書又は図画であって、決裁、供覧等の手続が終了し、実施機関が管理しているもののうち、保存期間が永年と定められているもの

附 則（平成14年規則第85号）

この規則は、平成14年10月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第15号）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成15年規則第29号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成15年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則による改正前の島根県情報公開条例施行規則、島根県県税条例施行規則又は島根県核燃料税条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り替えて使用することができる。

附 則（平成16年規則第94号）

この規則は、平成16年12月 1 日から施行する。

附 則（平成23年規則第10号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成23年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に到達した島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第 6 条第 1 項の規定による公開の請求又は島根県情報公開条例の一部を改正する条例（平成23年島根県条例第 4 号）による改正前の島根県情報公開条例第19条の規定による公開の申出に係る公文書（電磁的記録に限る。）の公開の方法及び写しの作成に要する費用の額については、なお従前の例による。

附 則（平成26年規則第13号）

この規則は、平成26年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成28年規則第36号）

（施行期日）

- 1 この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 行政不服審査法（平成26年法律第68号）附則第 3 条の規定によりなお従前の例によるものとされた行政庁の処分又は不作為についての不服申立てに係るものについては、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年規則第30号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則による改正前の島根県情報公開条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取替いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（令和 5 年規則第 9 号）

（施行期日）

- 1 この規則は令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規則の施行の日前に到達した島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）

第6条第1項の規定による公開の請求に係る公文書の公開の方法及び写しの作成に要する費用の額については、なお従前の例による。

附 則（島根県規則第78号）

（施行期日）

- 1 この規則は、令和8年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条、第3条及び第5条の規定 公布の日

- (2) 第7条の規定 令和8年1月1日

（島根県情報公開条例施行規則の一部改正に伴う経過措置）

- 2 第1条の規定による改正前の島根県情報公開条例施行規則の規定により作成した用紙でこの規則の施行の際現に残存するもののうち取扱いが可能なものについては、当分の間、これを取り繕って使用することができる。
- 3 この規則の施行の日前に到達した島根県情報公開条例（平成12年島根県条例第52号）第6条第1項の規定による公開の請求に係る公文書の写しの作成に要する費用の額については、なお従前の例による。

別表（第7条関係）

文書又は図画	複写機により複写したもの	白黒 10円 カラー 50円 (1枚当たりA3判まで)
	スキャナにより読み取ってできた電 磁的記録を光ディスクに複写したも の	C D—R 1枚 130円 D V D—R 1枚 140円
電磁的記録	用紙に印刷したもの	白黒 10円 カラー 50円 (1枚当たりA3判まで)
	光ディスクに複写したもの	C D—R 1枚 130円 D V D—R 1枚 140円